

相続が発生した！

相続発生後編_9 ー遺言執行①ー

2024.5.23

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

遺言執行

お父さん、遺言書を書いてくれたようなんだけど、誰がそのお父さんの気持ちにそって手続きしてくれるのかしら。



普通は、遺言書の中で遺言執行者を指定しておくといいわよ。普通は、相続人の代表か、あえて外部の専門家におまかせすることもよいわね。相続人だと揉めた時にやっかいね。

そうね。第三者の専門家のがいいかも。いろいろと名義変更とかあるし、家族がするもの面倒で時間もかかるのでしょ、きっと。私やりたくないし。



そうね。相続財産の多少によって手間は違うけれど、財産の帰属を決定する手続きなので役割が非常に重要なのよ。少々、報酬はかかってしまうけど相続人である貴女とか長男より第三者の専門家にした方が何かと楽ね。

でも、いきなり第三者の専門家っていっても誰にすればいいの。



そうね、ご主人が遺言書を公正証書にしたじゃない。その時に専門家（例えば、行政書士とか司法書士）に相談してるでしょ。内容も理解しているし、そういう人をお願いして遺言書の中で指定してもらうのがいいと思うわ。

遺言執行

そうね。いちど、聞いておこう。でも、もし指定していなくてお父さんが亡くなったら誰が遺言執行するの。



その場合は、相続人全員で遺産分割協議書作成して全員で手続をするの。又は、家庭裁判所に遺言執行者の申し立てをすればよいわよ。



専門家ならだれでもいいの。



未成年者や自己破産していなければ遺言執行者って実は誰でもなれるのよ。でも、全くの素人や遺言の内容を知らない人にはお願いできないでしょ。だから、例えば遺言作成を行政書士に相談したら、その人にお願いできるか聞いてみるのがいいと思うわけよ。



そうね。自分の時も覚えておくわ。後、20年はあるし、まだまだ旅行も行きたいし、おいしいものも食べたいし。



まあ、遺言書書いてすっきりしてから遊べばいいわよ。まだまだお互い元気だし。じゃあ、今度、銀座にまたおいしい店できたから行こうか。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 遺言書で遺言の相談をした士業をそのまま遺言執行者に指定しておくことがスムーズです。指定がない場合、相続人が家庭裁判所に遺言執行者の申し立てをするか、相続人全員で手続をします。
- ✓ 平成30年の民法改正で遺言執行者の立場や役割と権限が明確になりました。主に①相続人と相続財産の確定、保全 ②名義変更手続、債務返済など遺産の分割執行の業務からなります。
- ✓ 土地の特定財産承継遺言（「相続させる」）があったときは登記をしないと法定相続分を超える分は第三者に対抗できなくなりました。このため、遺言執行者が登記をできることになりました。

遺言執行人の申し立て

遺言認知や相続人の廃除をする場合は遺言執行人が必要です。
その他の場合はなくてもよいですが分割をスムーズにする、効率的にするためには置くことを勧めます。



遺言書

遺言執行人を
XXXに指定する。

相続人

非相続人
(親族、友人など)

専門職
(e.g.遺言書支援)

選任者を指名
(選任者が決める)

指定なし
(遺言書なし)

受任



そのまま就任する
家庭裁判所申立不要

拒否



候補者をたてて
家庭裁判所に申立て

相続人が協力して行う

相続人が協力して行う

候補者をたてて
家庭裁判所に申立て

家族を遺言執行者に指定することもできます

遺言で遺言執行者を決めることもできます。指名された人は断ることもできます。
未成年、破産者は遺言執行者になれません。

遺言書

2. 遺言者は、本遺言の遺言執行者として
前記XXXXを指定する。

2. 令和6年1月18日
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
遺言書 〇〇 〇〇

そのまま就任

断る

相続人全員で
執行手续をする。

相続人が遺言執行者**申立**（他の
親族や専門家）

✓家族に頼めば、専門家に支払う**報酬を節約**できます。

✓相場は**財産額に比例**する場合や、**最低でも数十万程度**はかかります。信託銀行に頼むと報酬は一般的には高い傾向があります。

民法1021条（遺言の執行に関する費用の負担）
「遺言の執行に関する費用は、**相続財産の負担**とする。
ただし、これによって遺留分を減ずることができない。」と明記され、
・相続人が立て替えることはない。
・遺留分は保証される。

✓家族がなる場合でも、**民法に規定された遺言執行者のやるべきこと**をやる必要があります。

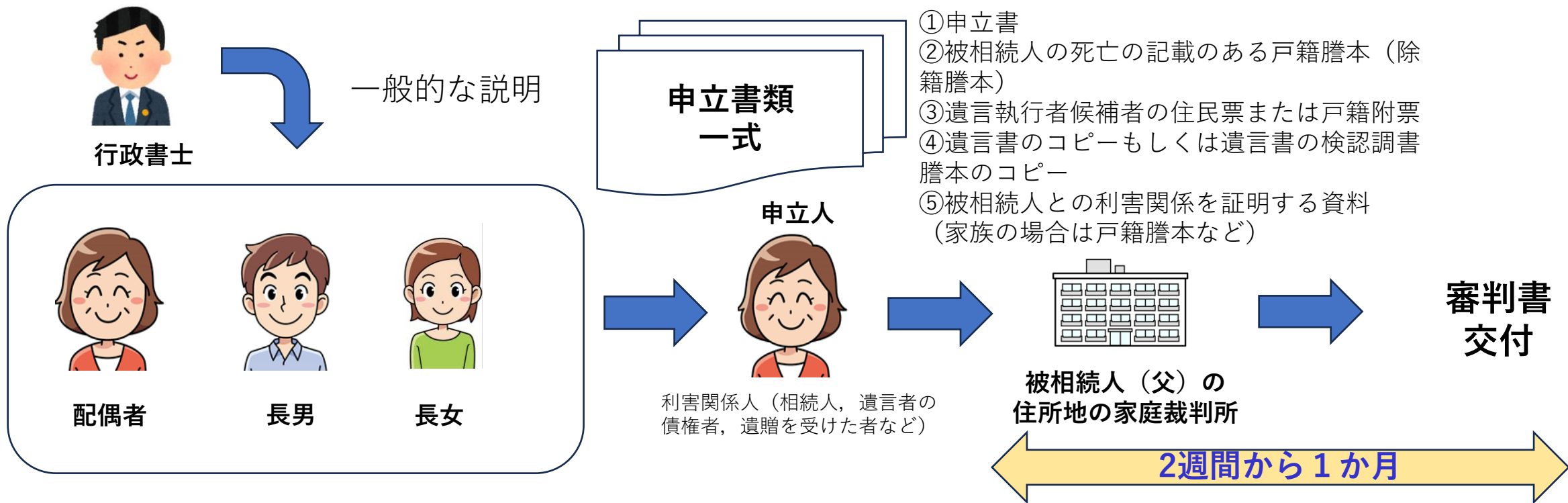
✓やらないと、家族間の争いや訴えられることもありえます。専門家に依頼を検討しましょう。



遺言執行人の申し立て

～家庭裁判所の申立書～

事前に遺言執行人候補者の承諾を得てから家庭裁判所に申し立てをします。
必要書類をそろえて申し立て後、2週間から1か月ほどかかります。



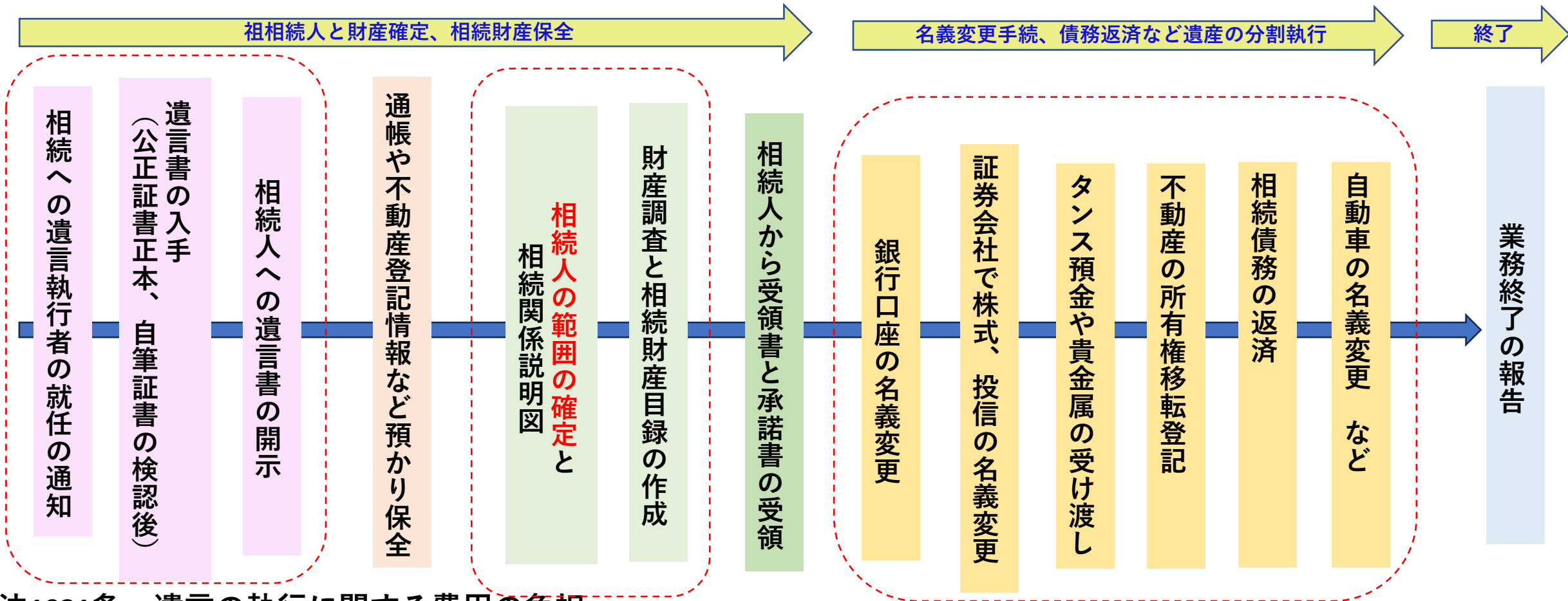
相続人で話し合って仕事もあって忙しくてできないので、父が遺言書の作成相談をしていた行政書士に遺言執行人を頼むことで同意した。

事前に行政書士に遺言執行人の就任を依頼して承諾をもらっておくとスムーズに進めることができます

未成年者と自己破産経験者は遺言執行人にはなりません

遺言執行人は何をするのか？

相続人、相続財産を確定して、相続財産の名義変更を行う責任重大で、善管注意義務を負います。



民法1021条 遺言の執行に関する費用の負担

遺言の執行に関する費用は、**相続財産の負担**とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

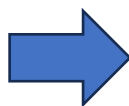
遺言執行者に関する法律改正

改正前は遺言執行者は相続人の代理人とみなすと規定されていましたが、平成30年7月に民法が改正され、法的に明確な権限により相続手続きを進めることができるようになりました。

1. 相続人への通知義務が明文化されました

民法第1007条（遺言執行者の任務の開始）

1. 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。
2. 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、**遺言の内容を相続人に通知しなければならない。**

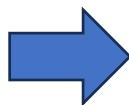


遺言書そのものでなくてもよい。付言事項に相続人に対して不適切な記載があれば、内容通知でよい。
遺留分のない兄弟姉妹にも通知が必要。通知は内容証明です。

2. 遺言執行者の権利義務の明確化されました

民法第1012条（遺言執行者の権利義務）

1. 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、**相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。**



不動産の名義変更が遺言執行者の立場でできるようになった。
最も、司法書士に依頼してもよい。（行政書士はできない）

預貯金の払い戻しや車の登録や動産の引き渡しなども行うことができます。

3. 遺言執行人の行為の効果

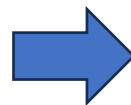
民法第1015条（遺言執行者の行為の効果）

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、**相続人に対して直接にその効力を生ずる。**

4. 遺言執行の第三者委任

民法第1016条（遺言執行者の復任権）

1. 遺言執行者は、自己の責任で**第三者にその任務を行わせることができる。**ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。



家族が遺言執行者になって、士業に執行実務を委任できます。

遺言執行者に関する法律改正

改正前は遺言執行者は相続人の代理人とみなすと規定されていましたが、平成30年7月に民法が改正され、法的に明確な権限により相続手続きを進めることができるようになりました。

（特定財産に関する遺言の執行）

第千十四条 前三条の規定は、遺言が相続財産のうち**特定の財産**に関する場合には、その財産についてのみ適用する。

2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「**特定財産承継遺言**」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第八百九十九条の二第一項に規定する**対抗要件を備えるために必要な行為**をすることができる。

3 前項の財産が**預貯金債権**である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その**預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である**場合に限る。

4 前二項の規定にかかわらず、**被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。**

第3者に対抗するには法定相続分を超える不動産の登記が必要です。

預貯金以外の金融資産（例 投資信託受益権、株式）の解約は遺言執行者の権限として規定されていません。



遺言書の中で、預貯金以外の金融資産についても遺言執行者に解約、払い戻し権限を付与することは可能です。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー